

# 山梨県公報

第四百五十四号

令和六年

三月十一日

月 曜 日

## 目次

告示

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………八五
- 豚熱の予防注射の実施……………八七

公告

- 一般競争入札について……………八七
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(三件)……………八九
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………九〇
- 換地計画の決定……………九一

## 告示

### 山梨県告示第五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和六年三月十一日

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持のため	県内全域	実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日	一 ブルセラ症検査 1 酵素免疫測定法による検査 2 その他必要な検査 二 結核検査 1 ツベルクリン検査

牛のヨーネ病の発生予防のため	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡(富士河	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼	同日	一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査	一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	2 その他必要な検査
----------------	---	---	----	--	---	------------

<p>口湖町の区域に限る。の区域</p> <p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（富士河口湖町の区域を除く。）及び北都留郡の</p> <p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同施設内で飼育している牛</p> <p>4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>			
<p>区域</p> <p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p> <p>同</p> <p>一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査</p>	<p>牛の伝達性海面状脳症の清浄性維持及び監視のため</p> <p>県内全</p> <p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p> <p>同</p> <p>一 中和反応検査 二 臨床検査</p>	<p>アカバネ病の発生子察のため</p> <p>県内全</p> <p>実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>同</p> <p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>	<p>馬伝染性貧血の発生子防のため</p> <p>県内全</p> <p>実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>同</p> <p>一 酵素免疫測定法による検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査</p>	<p>豚熱の発生子察のため</p> <p>県内全</p> <p>実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>同</p>

アフリカ豚熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 ウイルス学的検査 二 その他必要な検査
高原病性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和六年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間	皮下又は筋肉内注射

公 告

所長の指定するもの

において対象家畜を飼育する区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月十一日

山梨県中北地域県民センター所長 後 藤 宏

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務等の名称及び数量
- 2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号

(一) 名称 北巨摩合同庁舎清掃業務

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいづれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない資格のない者とみなす。

二 事務を担当する所属 山梨県中北地域県民センター

- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいづれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない資格のない者とみなす。

いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示九十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種（役務）の「清掃」に登録されている者であること。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

6 平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの五年間において、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人と二以上の清掃業務契約（清掃面積五千平方メートル以上であつて、一年間を通じて役務を提供するものに限る。）を元請人として締結し、かつ当該清掃業務を履行した実績を有する者であること。

#### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和六年三月十五日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。  
山梨県韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県中北地域県民センター

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所  
2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年三月十五日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年三月二十七日（水）午前十時  
(二) 場所 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎 四〇一会議室

5 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。  
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語  
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札保証金は、規則第百八条の二第二号により免除する。

3 契約保証金 契約保証金は、規則第百九条の二第三号により免除する。

4 契約書作成の要否 要

- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無
- 8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県中北地域県民センター 総務県民課 (電話番号〇五五一―二二二―三〇五七)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning service for the Kitakoma Joint Government Building 1 set.
- 2 Date and time for tender: 10:00AM October 27, 2024
- 3 Bureau in charge: Chuhoku Citizen Center 4-2-4 Honcho Nirasaki City, Yamamashi, Japan 407-0024 Japan TEL 0551-23-3057

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社  
社 代表取締役 榑原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウォーク甲斐双葉店(本体棟) 山梨県甲斐市志田字柿木六百四十五―一番地の一部外

2 変更した事項  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	ユニー株式会社 代表取締役 榑原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
--	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 五十七者	ユニー株式会社 代表取締役 榑原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 五十六者

3 変更の年月日 令和五年八月三十一日

届出年月日 令和六年二月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社  
社 代表取締役 榑原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウォーク甲斐双葉店(別棟) 山梨県甲斐市志田字柿木六百十六番一外

2 変更した事項  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代



表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則 北海道札幌市北区新琴似七篠一丁目二 番三十九号 外未定	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七篠一丁目二 番三十九号

- 3 変更の年月日 令和五年十月三十一日
- 届出年月日 令和六年二月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月十一日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテUNY石和店 山梨

2 変更した事項  
県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地外

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成 東京都目黒区青葉台二丁目十番十九号 外七者	UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目十番十九号 外七者

- 3 変更の年月日 令和五年九月二十七日
- 届出年月日 令和六年二月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月十一日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
芙蓉建設株式会社 代表取締役 大森朋彦	山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規	東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 フォレストモール富士河口湖
  - (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千七百七番一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び 収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八百四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 七百五十七台

- 3 変更する年月日 令和六年十月二十三日
- 三 届出年月日 令和六年二月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月十一日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（八田地区上高砂工区）の換地計画を定めたので、同条第四項に

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和六年三月十二日から同年四月九日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年四月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年九月十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番